平成２８年（フ）第８号
秋田県能代市向能代字上野177番地１
破産者　菊谷美保子
１　決定年月日　平成28年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第６３号
山梨県甲州市大和町日影216番地９
破産者　沼尾　　学
１　決定年月日　平成28年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８３号
山梨県中央市布施1901番地４
破産者　望月　芳樹
１　決定年月日　平成28年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３３５号
兵庫県加古川市別府町別府808番地の１ラヴェールフォレット201号、申立時の住所兵庫県加古川市野口町長砂175番地の７
破産者　小笠原　勲
１　決定年月日　平成28年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５０号
札幌市手稲区前田10条17丁目５番18号
破産者　賀古みずき
１　決定年月日　平成28年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２８６号
札幌市西区西野６条６丁目３番１号
破産者　宇賀神　智
１　決定年月日　平成28年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９号
宮城県登米市迫町佐沼字錦136番地
破産者　亀井　洋子
１　決定年月日　平成28年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２７年（フ）第１５２号
群馬県前橋市江田町215番地１　サウスタウン　107号、開始決定時の住所群馬県前橋市箱田町326番地11
破産者　上原　新平
１　決定年月日　平成28年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第８０１号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷７丁目20番17号
破産者　星原　健樹
１　決定年月日　平成28年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１８４号
埼玉県東松山市箭弓町２丁目15番16号　ライオンズマンション306号
破産者　杉田　文子
１　決定年月日　平成28年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２８０号
埼玉県比企郡滑川町月の輪５丁目６番地10フォレストメゾン201
破産者　菅　　和則
１　決定年月日　平成28年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第６７号
埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷364番地16　ステラ202号室
破産者　本間　信男
１　決定年月日　平成28年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１４９９号
横浜市南区永田山王台６番６号
破産者　高橋　康雄
１　決定年月日　平成28年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６８０号
東京都大田区大森東３丁目10番７号　コーポイトウ201
破産者　北澤　宜徳
１　決定年月日　平成28年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１２７号
川崎市高津区梶ケ谷６丁目８番地６　ラビンハイツⅡ　101、開始決定時の住所川崎市高津区新作１丁目25番６号
破産者　桑水流健次
１　決定年月日　平成28年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６２号
川崎市川崎区渡田２丁目20番３号
破産者　田邉　　要
１　決定年月日　平成28年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６３号
川崎市川崎区渡田２丁目20番３号
破産者　田邉　秋守
１　決定年月日　平成28年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２２６号
川崎市幸区下平間379　アオキハウス　１－Ｃ、住民票上の住所川崎市川崎区南町18番地９　ライオンズマンション川崎第６　601
破産者　橋本　秀幸
１　決定年月日　平成28年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６８号
神奈川県横須賀市武２丁目14番４－303号
破産者　小松　成之
１　決定年月日　平成28年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部